

令和8年度みえジビエ利活用促進事業業務委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度みえジビエ利活用促進事業業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

県では、県内で捕獲された野生の鹿肉を安全で高品質なみえジビエとして安定的に供給するため、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」（以下「マニュアル」）を策定するとともに、みえジビエフードシステム登録制度（以下「登録制度」）を制定し、登録事業者が扱うみえジビエの消費拡大を進めている。

近年、その栄養価の高さなどにより、ジビエに対する消費者の関心が高まってきている中、みえジビエを安定的に供給していくための体制を構築するとともに、消費者の認知度をさらに向上させ、より一層、みえジビエのブランド構築を図っていく必要がある。

そこで、捕獲や解体処理等の技術を持つ人材の育成、狩猟捕獲業務を行うことで、みえジビエの安定的な供給につなげるとともに、消費者や県内外の事業者へ向けた啓発活動・PR活動を行い、みえジビエの認知度向上と消費拡大に取り組む。

4 契約期間

契約日から令和9年3月19日（金）

5 委託業務の内容

みえジビエの安定的な供給体制の構築に向けた以下（1）及び（2）の活動に取り組むとともに、みえジビエに対する消費者や実需者の認知度向上と消費拡大に向けた以下（3）及び（4）を体系的に実施すること。具体的な方法については、受託者からの提案のうえ、県と協議して決めるものとする。

（1）みえジビエ供給体制強化に向けた捕獲等を行う人材の育成

マニュアルに基づき個体の捕獲及び解体を行う人材の確保・育成を図るため、以下のとおり初級解体処理研修会を実施すること。（開催回数：1回以上）

ア みえジビエフードシステムへの登録の有無に関わらず全ての人を対象とした研修とすること。

イ 会議室等における集合研修形式を基本とし、映像やスライド等の活用など、受講者が理解しやすい内容となるよう工夫すること。

ウ マニュアルに基づく捕獲から解体処理施設への搬入までの方法だけでなく、衛生管理の考え方や捕獲から解体処理施設への搬入までの取り扱いが、肉の安全性および品質におよぼす影響を学ぶ内容とすること。

エ オンラインで開催する場合は、県と協議のうえ、開催方法等を決定すること。

オ 研修会に多くの方が参加できるよう、参加者の募集方法を工夫すること。

(2) みえジビエ利用拡大のための狩猟捕獲業務

みえジビエとして利活用できる個体を安定的に確保するため、みえジビエハンターを対象に、以下のとおり野生シカの捕獲搬入にかかる業務を実施すること。

ア 対象獣種は、県内で捕獲された野生のシカとする。ただし、みえジビエハンターが捕獲した個体で、同解体処理施設に同一者が搬入した2頭目から事業対象とする。

イ 個体を搬入する解体処理施設は、みえジビエ登録施設とする。みえジビエハンターに対して広く当事業の周知を行い、特定の地域に限定して行わないこと。

ウ 捕獲業務は、原則90頭（雄45頭、雌45頭）分を確保するものとする。業務契約委託額は、雄一頭当たり9,000円、雌一頭あたり10,000円（税および事務手数料込）とする。事業実施の頭数が増加する場合は、対応を県と協議し、雌雄に応じて単価を調整すること。なお、やむを得ない事情で頭数が減少する場合は、実績に応じた額に業務委託契約額を変更することとし、このことを事前にみえジビエハンター等関係者に周知すること。

エ 市町から有害鳥獣捕獲報奨金が交付されている個体は上記ウの対象外とする。

オ 捕獲された野生のシカを特定するため、個体番号、写真等による捕獲記録簿を作成すること。

カ 本業務の実施にあたっては、事前に県と協議すること。

(3) 販路拡大に向けた営業活動

みえジビエの販路拡大に向けて、飲食店、アウトドア施設等への営業活動を実施し、取引先の開拓、取引量の増大を図ること。

ア 県内外の飲食店等に加え、アウトドア業界など社会情勢を踏まえて、みえジビエの単価・用途等に合致する新たな分野への営業活動を行うこと。（接触する実需者：30者以上）

イ 営業活動は、個別訪問や展示会への出展などとし、県と協議のうえ、訪問先や取組方法等を決定すること。

ウ 営業活動は、商品の紹介だけでなく、みえジビエの特長や登録制度を紹介する等、工夫して取り組むこと。

エ 営業先へは、積極的にみえジビエ商品のサンプルを提供し、取引機会の増大を図るとともに、県がプロモーションをかける場合についても一定量の協力を行うこと。

オ みえジビエの販売促進効果が高い、都市圏で開催される大規模展示商談会等に出展し、プロモーション（試食等）を行うこと。

ただし、出展小間料については、県が負担することとする。

カ オの商談会等に参加する展示・販売する商品や、出展する事業者については、みえジビエフードシステムに登録された事業者に広く通知し、選定すること。

キ 営業活動内容は、常時、県に共有すること。

ク 営業活動において、営業先がみえジビエとあわせて他の県産食材を求めている場合等は、必要に応じて県と対応すること。

- ケ 取引先における、みえジビエの活用方法（使用部位、料理メニューなど）や要望等を把握し、取りまとめること。
- コ 営業活動を通じて得られた結果を踏まえて、大口の販路への供給に向けた課題などを分析し、報告すること。

(4) 消費者に向けたみえジビエの普及啓発

- ア 学校給食への提供や出前講座、料理教室、子ども食堂、社員食堂等での PR、みえジビエ取扱い施設と連携したフェアの開催など、幅広い世代がみえジビエを身近な食材として認識できるようなイベントを、計3回以上、受託者が企画提案して実施すること。
- イ 講師を依頼する場合は、できる限り「みえジビエフードシステム登録制度」の登録者から選定するものとし、それ以外の者を起用する場合は、県と協議すること。
- ウ イベントはオンラインでの開催も可とするが、事前に県と協議するとともに、多くの消費者が参加できるように工夫すること。
- エ 具体的な開催方法等については、事前に県と協議すること。

6 委託業務の留意事項

- (1) 本業務のうち、5の(1)及び(2)については、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金を、5の(3)及び(4)については農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して事業を実施するため、各交付金の実施要綱、要領等及び関係法令、規則等を遵守するとともに、経費の明確な区分を行うこと。
- (2) 本業務の実施においては、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」及び「みえジビエフードシステム登録制度実施要領」を参考にすること。
- (3) 5の(2)について、狩猟時期での事業実施とするため、令和8年11月1日(日)から令和9年3月15日(月)までの間に、狩猟で捕獲された個体を対象とすること。
- (4) 機器(パソコン等)のリース、購入は認めない。
- (5) 展示会等に出展し、後日送付するサンプルについては委託料に含めない。
- (6) 本業務のうち5の(3)及び(4)において、一般消費者等の参加が見込まれる場合は、適切に安全管理を行うとともに、イベントや料理教室その他事故が想定される活動にあたっては必要な保険へ加入すること。
- (7) 本業務を実施するうえで変更事項が生じた場合には、県と協議し、必要に応じて当仕様書及び業務委託契約額等を変更することとする。
- (8) 本業務の実施にあたり、委託料以上の経費が発生した場合は受託者が負担するものとする。
- (9) 本業務の実施にあたっては、県及び必要な関係機関と十分な調整を行うこと。
- (10) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施するものとする。

7 関係書類の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、本業務の執行責任者選任届及び事業実施計画書(任

意様式)を作成し、県に提出すること。

(2) 受託者は、5の(1)及び(2)の業務について、当月分の進捗(実績報告・任意様式)を月次報告としてまとめ、翌月5日までに県に提出すること。ただし3月分については、(3)に定める実績報告書等に代えるものとする。

(3) 受託者は、業務完了後速やかに、以下の書類を県に提出すること。その際、5の(1)及び(2)の業務と、5の(3)及び(4)の業務について、それぞれ分けて作成すること。

- ・以下の内容を含む実施報告書：紙媒体2部及び電子媒体(USBメモリ)1式
 - ア 委託業務として実施した内容及び実績を含む報告書(実施状況写真含む)
 - イ アに付随する書類、資料の写し：1部
- ・委託事業の支出内訳表：1部
- ・収支精算報告書：1部(委託の支払い内訳がすべて分かるもの)
- ・その他、県が求める書類
- ・委託業務完了届：1部

8 関係書類等の整備

本業務5の(1)及び(2)と、5の(3)及び(4)の業務について、以下の関係帳簿等をそれぞれ整備し、業務終了後、5年間は保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類
- ・消耗品費、使用料、人件費等の会計処理関係書類(見積書、請求書、納品書、領収書、振込依頼書等)
- ・受託事業従事者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類
- ・狩猟捕獲狩猟者名簿、支払い関係書類の整備(5の(1)及び(2)のみ)
- ・その他、県が必要とする書類等

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合は、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同

様とする。

10 委託料の支払い方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要と認められる場合は前金払いをすることができるものとする。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

14 著作物の利用および著作権

- (1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）および成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1)により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで発注

者に譲渡すること。

- (3) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 発注者は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1)の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2)の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6)及び(7)に規定する著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

15 その他、受託上の留意点

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (2) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (4) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (5) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (6) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (8) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定

められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

(9) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。

(10) 事業の実施に必要な機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。

16 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 イノベーション促進班

担当 瀬古

TEL 059-224-2391 FAX 059-224-2521

E-mail f-innov@pref.mie.lg.jp